

【カンボジア】商品の地理的表示に関する法律の制定

前・海外立法情報課 坂野 一生
(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 2014 年 1 月 20 日、カンボジアで商品の地理的表示に関する法律が公布された。同法は、カンボジアが進める知的財産権の保護に関する法整備の一環として制定されたもので、地理的表示の登録及び保護の制度を定める。

1 カンボジアにおける知的財産法制

カンボジアは、1995 年に知的所有権機関を設立する条約、1998 年には工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟した。2003 年には世界貿易機関（WTO）への加盟が承認された（批准は 2004 年）が、加盟にあたって知的財産権関連法の整備が必要な条件であったことから、カンボジア政府は、1990 年代後半から当該法分野の整備を積極的に進めてきた。その結果、商標、商号及び不正競争行為に関する法律（2002 年）、特許、実用新案及び意匠に関する法律（2003 年）、著作権及び関連する権利に関する法律（2003 年）、植物育成者の権利及び植物品種の保護に関する法律（2008 年）等の主要な法律が制定、施行されてきた（注 1）。なお、WTO 加盟により、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）の履行義務を負うことになったが、後発開発途上国であるカンボジアには、2021 年 7 月までの猶予期間が付与されている（注 2）。

これらの知的財産権については、管轄が複数の省庁にわたることから、1999 年に省庁を横断する形で商標、特許、著作権を管理する委員会が設置され、2008 年に知的財産権全般を管理する国家委員会に改編された。同委員会は、知的財産関連法制の整備とその執行の拡充、国際社会からの支援の調整等を目的としており、14 の省庁から委員が参加し、商業省の知的財産局が事務局を務めている。

現在、カンボジア政府は、不開示情報及び営業秘密並びに半導体集積回路配置利用権に関する各法案を起草中であり、また、標章の国際登録に関するマドリッド議定書への加入を検討中である。

2 地理的表示法の概要

商品の地理的表示に関する法律（以下「地理的表示法」）は、商品の原産地を特定する表示の登録制度を設け、それを実体的な知的財産権として保護し、不正な使用を防止するもので、商業省が起草し、2013 年 12 月 30 日に国民議会において可決、2014 年 1 月 8 日に上院で承認され、同月 20 日、国王の審署により公布された。地理的表示の登録制度自体は、2009 年の商業省令によりすでに実現しており、コンポート産の胡椒及びコンボンスプー産のヤシ砂糖が同省令に基づいて 2010 年 4 月に登録されているが（注 3）、法制定により知的財産権としての地理的表示の内容がより明らかになり、その保護が強化される。

地理的表示法は全 17 章、41 か条からなる。その内容は、地理的表示に関する権利の実体的な内容、登録の制度及び手続並びに侵害に対する救済の 3 つに大別される。

同法は、第 4 条において、商品の地理的表示を「特定の地理的原産地の名称又はこれに代わる固有の名称、記号その他の標章で、ある商品に関し、その品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品がその地理的領域を原産地とするものであることを特定するもの」と定義し、第 1 条は、その地理的表示に関する生産者等の知的財産権の保護が地理的表示法の主な目的であると定める。地理的表示の定義に関しては、TRIPs 協定第 22 条第 1 項をほぼ踏襲した規定である。

登録を管轄するのは商業省であり、登録業務及び登録簿の管理を行う（第 5 条）。具体的には、商業省知的財産局地理的表示及び営業秘密課がこれらの業務を担当する。登録の申請権者は、生産者らで組織され、あらかじめ所管の官署により承認を受けた地理的表示協会であり（第 7 条第 2 項）、個人には申請権がない。審査の期間は、登録から 45 日以内である（第 9 条第 1 項）。登録された地理的表示は、商業省の公報において公告され（第 12 条）、利害関係人は、公告の日から 90 日以内に商業省に対して不服申立てを行うことができる（第 15 条）。登録の申請を却下する商業省の判断及び登録に対する異議の申立てに関する商業省の判断に対しては、政令により組織される地理的表示評議会（第 6 条）に不服申立てが、同評議会の判断に対しては、裁判所への不服申立てが可能である（第 18 条）。

登録された地理的表示については、当該地理的表示の登録を申請した地理的表示協会が使用权を有するが、その譲渡は不可能である（第 22 条）。存続期間に関する規定はなく、登録された権利は永続するが、地理的表示の要件を欠いたときは、登録が抹消される（第 29 条）。

侵害行為に対しては、商標、商号及び不正競争行為に関する法律が定める裁判所による差止め、税関による輸入差止め等の救済を請求することができ、具体的な手続については、同法の規定が準用される（第 32 条、第 37 条）。さらに、地理的表示の不正使用に対する罰則も定められた（第 38 条、第 39 条）。

同法は、カンボジア王国憲法第 93 条の規定に基づき、首都プノンペンにおいては公布の日から 10 日後、それ以外の地域においては公布の日から 20 日後に施行された。

注

- (1) カンボジアの知的財産関連法制については、三村まり子「第 1 章 カンボジア」小野昌延・岡田春夫編『アジア諸国の知的財産制度』青林書院、2010、pp.45-61 を参照。
- (2) 当初、必要な立法を完了するための猶予期間は、TRIPs 協定発効の日から 11 年を経過した 2006 年 1 月までであったが、2 度にわたり延長された。
- (3) コンポート及びコンボンスプーは、カンボジア南部に位置する州の名称である。なお、本稿執筆時点で、商業省は、シエムリアップ産のプロホック（ナレズシの一種）、コンポート産のドリアン等について登録の申請を審査中である。